

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1 市域全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

犬山市は、国・県・市合わせて 220 件の指定等文化財を有している。これらは本市の歴史・伝統・文化をキーワードにしたまちづくりにおける貴重な地域資源になっている。これらの指定等文化財は、文化財保護法や愛知県文化財保護条例、犬山市文化財保護条例のほか、関係法令に基づき、所有者や管理者に適切な保存や助言を行っており、今後も引き続き適切な保存・管理を図る。

指定等文化財以外の建造物については、調査・研究によりその価値を適切に判断し、本計画に基づく歴史的風致形成建造物に指定するとともに、市指定文化財または登録有形文化財への登録等を検討し、今後の保存・管理を図る。

これらの歴史的建造物を確実に後世へ残していくためには、個々の建造物の保存・管理だけでなく、周辺環境や関係組織も含めた一体的な保存・管理・活用を推進する必要がある。

平成 23 年（2011）に策定された第5次犬山市総合計画（平成 29 年 3 月改訂）においても、文化財の総合的な調査及び把握を進めるとともに、歴史・文化のネットワークづくりなど、文化財の保存・活用に向けた取組についてまとめている。

今後も、文化財等の適正な保存・活用を図るため、文化財保存活用地域計画の策定を目指すほか、文化財の継承者育成をはじめ、地域や活用団体への支援、文化財の調査及び啓発と広域的な連携を進めながら、周辺環境と一体となった歴史・文化資源の保存活用を図っていく。

(2) 文化財の修理(整備)に関する方針

文化財の修理や整備においては、その価値を維持することがもっとも重要であるため、修理にあたっては現状修復を基本とし、建造物の解体修理や歴史的建造物の復原など大規模な修理においては、専門家による詳細調査を実施したうえで、専門的かつ新たな知見に基づく文化財的価値の再評価に努めるものとする。さらに、調査記録と過去の改修履歴を整理・活用することで、文化財的価値の維持に努めるものとする。

なお、これら文化財の修理・整備においては、必要に応じて専門機関の指導・助言を得るとともに、愛知県や国と連携を図り、また、所有者への支援を行いながら、適切に行うこととする。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の持つ価値を維持し、それらを公開することは、文化財の保存・活用を図るうえで重要なことである。犬山市文化史料館では、収蔵品の適切な管理を行っているほか、収蔵している工芸品、絵画、彫刻等の展示や、公益財団法人犬山城白帝文庫と連携しながら、成瀬家にまつわる文物の展示を行っている。平成 24 年（2012）度に完了したリニューアルにより、犬山城に因む武家文化と城下町の町家文化に関連する展示を中心に城下町の

ガイダンス施設としての役割を担っている。令和2年4月には南館が開館し、さらなる文化財の啓発に努める。

一方、中本町まちづくり拠点施設「どんでん館」では、犬山祭の車山4輻を展示し犬山祭の車山行事の魅力を人々に伝えている。国の史跡である青塚古墳では、埴輪等の出土遺物をガイダンス施設で展示し、市民向けの文化講座等を通じた啓発事業を実施している。また、史跡東之宮古墳は令和3年度より供用を開始し、新たな文化財の魅力発信基地として公開・活用している。

今後はこれら施設の連携をより強化し、全市一体となった文化財の啓発に努める。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の価値や魅力の維持に大きく影響するため、個々の文化財に対する取組だけでなく、常に文化財とその周辺環境とを一体的に保全していくことが求められる。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、その改善や除去をするとともに、犬山市景観計画や犬山市都市計画マスタープランに基づく景観誘導を図ることにより、文化財の魅力向上を図る。また、市内の案内看板や公共施設の整備の際には、文化財やその周辺環境と調和したものとする。

(5) 文化財の防災・防犯に関する方針

個々の文化財（建造物）への防災対策では、火災被害を少なくするため、消防法により義務化された自動火災報知設備や消火器具の設置及び更新を図る。その他、文化財を保存するうえで必要と考えられる屋内消火栓設備や放水銃等の消火設備や避雷針などの設置を推進する。

防災意識向上への取組では、これまで行ってきた登録有形文化財所有者等研修会などの機会に防災に係る周知を行うほか、文化財防火デーでは、所有者、管理者、地域住民、自主防災組織及び消防署等が連携して防災訓練を実施する。特に城下町のように木造住宅が密集した地域においては、火災発生時の延焼を最低限に留めるためには、初期消火と住民同士の連携が不可欠であるため、災害時での迅速な行動がとれるよう、日頃からの訓練を推進する。

耐震対策では、文化財の耐震診断を推進し、可能な範囲で耐震補強工事を行う。

さらに、文化財の盗難や汚損被害等、防犯への対策については、敷地内において防犯に関する看板を設置する等の対策を行う。必要に応じて管理及び警備体制を見直し、万が一被害を受けた場合の早期発見を可能とするため、日頃の現状確認に努めることとする。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存にあたっては、まず、市民が文化財の存在と価値について理解することが必要である。そのため、文化財の積極的な公開に努め、文化財に親しむ機会を創出する。

期間限定での非公開文化財の公開や、現地見学、公開講座等を実施する。

また、ホームページやSNSを通じた情報発信に努めるほか、Wi-Fi等のインターネット環境の整備や情報の多言語化を進め、地元大学の留学生との連携などにより国外への普及・啓発を図りながら、急増する外国人の受け入れ環境強化とさらなる誘客を推進する。さらには外国人を含めた旅行客が、自らSNS等で情報発信することを意識した取り組みも推進する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

周知の埋蔵文化財包蔵地については、地域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の実施の際の届出について周知し、その義務を徹底する。周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所での土木工事等の実施については、未発見の埋蔵文化財の保護を図るため、民間事業者の開発行為等における庁内関係部局との連携を図り、事前把握に努めるほか、事業者と協議し、必要に応じて試掘調査を行うなど、開発事業と文化財保護の整合を図るよう努める。

(8) 文化財行政の体制と今後の方針

本市の文化財の保存・活用の取組については、犬山市教育委員会歴史まちづくり課が主な役割を担い、文化財施設等の管理・運営を含む文化財の保存・活用に関する業務全般と、文化財の所有者及び管理者に対する文化財の保存・管理についての助言等を実施している。

教育委員会の諮問機関として、犬山市文化財保護条例に基づく犬山市文化財保護審議会を設置している。審議会は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、答申する役割を担っている。

今後も、必要に応じ体制の見直しを行いながら、適切な業務等の執行を図る。

●犬山市教育委員会歴史まちづくり課

本市の文化財の保存・活用について主な役割を担う歴史まちづくり課は、学芸員4名（歴史学2名、民俗学1名、考古学1名）を含む12名で構成する。

●犬山市文化財保護審議会

犬山市文化財保護条例に基づく審議会が教育委員会に設置され、教育委員の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し答申するとともに、これらの事項に関連した事項について必要に応じて教育委員会に建議する。

審議会は建築士1名、考古学研究者1名、歴史学研究者1名、自然科学研究者1名の4名で構成する。

(9) 文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市では、町並み保存団体や指定文化財保存団体など、文化財の保存・活用に係わる様々な団体が活動している。また、地域の祭礼行事の実施・継承など、町内会や小学校区を単位とした地域活動も盛んに行われており、これらの団体の活動に対して支援をしてきた。

今後も引き続き、活動への助成や情報提供などを通じた支援を行い、また、祭礼等伝統文化の後継者の育成を図るための支援を継続しながら、地域住民を主体とした文化財保護事業を推進していく。

犬山市の文化財保存等の活動に関わる団体一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
一般社団法人犬山祭保存会	城下町	犬山祭の運営、広報、町内調整、後継者育成等
公益財団法人犬山城白帝文庫	城下町	犬山城や成瀬家に関する資料等の公開、調査・研究、講座の開催等
特定非営利活動法人 犬山城下町を守る会	城下町	歴史的建造物の修理・修景指導、施設管理・公開、建造物調査等
犬山北のまちづくり 推進協議会	城下町	歴史的建造物を活かしたイベント企画等
魚屋町まちづくり委員会	城下町	魚屋町地域でのイベントの企画・運営
余遊亭運営委員会	城下町	文化財の保管施設を活用したイベント企画、施設管理
ナイスで犬山	城下町	観光客に対する歴史や文化等に関する観光ガイド
龍王組	城下町	手作りで作成した犬山祭の車山を用いたイベント等の企画
栗栖グリーンライン	栗栖地区	木曾川等の清掃・環境保全等
羽黒地区コミュニティ推進協議会	羽黒地区	羽黒地区の歴史研究、講演会の開催、羽黒城址の整備等
楽田地区コミュニティ推進協議会	楽田地区	楽田地区の歴史研究、資料収集、イベント開催等
青塚古墳を見守る会	楽田地区	青塚古墳での清掃等
今井小学校区コミュニティ推進協議会	今井地区	神社での秋祭り等の実施
わっしょい入鹿	池野地区	入鹿池周辺地域でのイベントの企画
石上祭伝承保存会	富士地区	石上祭の運営・伝承
特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク	全域	犬山市および周辺地域の歴史教育・文化財等の啓発活動、施設管理
犬山まちづくり株式会社	全域	イベントの企画・運営、町家の活用等
犬山歴史研究会	全域	犬山市および周辺地域の歴史・文化の研究、講演会の開催等
愛知県国登録有形文化財所有者の会	全域	国登録有形文化財に関する情報交換・普及等

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内の国指定文化財は国宝が犬山城天守と如庵の2件、重要無形民俗文化財が犬山祭の車山行事の1件のほか、史跡の犬山城跡や名勝の木曾川がある。また、登録有形文化財建造物が25件ある。その他、県指定有形民俗文化財として犬山祭の山車(13輛)の1件、市指定文化財の史跡として敬道館跡と木ノ下城跡の2件、無形民俗文化財として木曾川犬山鵜飼漁法があり、主要な歴史的資産が集積している。

これらの指定等文化財は、市の歴史的風致の維持向上に大きな役割を果たす重要な要素であるため、文化財保護法や愛知県文化財保護条例、犬山市文化財保護条例のほか、関係法令等に基づき、これまでも適正な保護に努めてきたが、今後も引き続き、所有者や管理者に対する適正な保存・管理に関する指導・助言を行うとともに、所有者等による維持管理が困難になった建造物については、官民連携も含む様々な手法により保存・活用を図る。

犬山祭の車山行事については、祭礼に使用される車山やからくり人形、車山蔵などの修理に対して助成をし、また、修理にあたっては、犬山祭伝承保存委員会及び国や県に指導・助言を仰ぎながら適正に行う。法人化された犬山祭保存会と連携し、祭礼行事の継承と後継者の育成を推進する。

木曾川犬山鵜飼漁法については、船頭などの後継者不足が懸念されているため、その後継者育成に引き続き取り組んでいく。

史跡犬山城跡の今後の保存・活用については、現在行っている城郭調査の成果及び犬山城城郭調査委員会委員の指導・助言のもとに保存活用計画を策定し、その計画に基づいた城郭全体の保存活用を進めていく。

【重点区域での事業】

- ① 犬山城城郭調査事業(平成20年度～令和2年度)
- ② 犬山城天守修理事業(平成30年度～令和元年度)
- ④ 文化財保存事業費補助金事業(平成22年度～令和10年度)
- ⑤ 景観重要建造物助成事業(平成20年度～令和10年度)
- ⑥ 景観形成助成事業(平成20年度～令和10年度)
- ⑦ 犬山市歴史まちづくり事業(平成29年度～令和3年度)
- ⑧ 旧堀部家住宅整備事業(平成30年度～令和元年度)
- ⑱ 犬山祭伝承保存事業(昭和47年度～令和10年度)
- ⑲ 民俗文化財保存伝承事業(平成22年度～令和10年度)
- ㉒ 木曾川うかい船頭育成事業(平成29年度～令和10年度)

(2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

重点区域内には多くの歴史的建造物が所在しているため、それら建造物の修理・修景について計画的に実施する。修理・修景にあたっては、伝統的な意匠を損ねないように行うとともに、必要に応じて国や県、所有者などと協議しながら行う。所有者に対する助成支援についても随時見直しをしながら継続して行う。

犬山城の修理については、今後も文化財を保存していくために必要な修理を、犬山城修理委員会の指導・助言を仰ぎながら、また国や県との協議のもと、適正に行っていく。

【重点区域での事業】

- ① 犬山城城郭調査事業（平成 20 年度～令和 2 年度）
- ② 犬山城天守修理事業（平成 30 年度～令和元年度）
- ④ 文化財保存事業費補助金事業（平成 22 年度～令和 10 年度）
- ⑤ 景観重要建造物助成事業（平成 20 年度～令和 10 年度）
- ⑥ 景観形成助成事業（平成 20 年度～令和 10 年度）
- ⑧ 旧堀部家住宅整備事業（平成 30 年度～令和元年度）

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内にある犬山市文化史料館については、犬山城と城下町のガイダンス施設として、また、市の歴史民俗資料を保存・活用・調査する中心施設として、資料展示のほか、郷土教育と伝統文化継承及び文化発信の拠点施設として活用していく。そのため、専門的知識を有する職員の増員について引き続き検討する。令和元年度には（仮称）文化史料館南館を整備し、今後、からくり文化発信拠点としての役割を担う施設として活用していく。

外国人を始めとする観光客への受け入れ環境の整備としては、公衆トイレの洋式化を進めるほか、令和 2 年 3 月には城前のキャスルパーキング内に常設観光案内所を整備した。

【重点区域での事業】

- ⑧ 旧堀部家住宅整備事業（平成 30 年度～令和元年度）
- ⑭ （仮称）文化史料館南館整備事業（平成 29 年度～令和元年度）
- ⑮ 観光トイレ改修事業（彩雲橋・犬山橋）（令和 4 年度～令和 5 年度）
- ⑯ 城前観光案内所整備事業（令和元年度）

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域は犬山市景観計画においてその全域が「犬山城周辺区域」として高さ制限区域に指定されており、引き続き、都市計画法や景観法等の法制度を適正に運用しながら、良好な景観の保全を図る。

具体的には、長年景観を阻害してきた犬山市福社会館を除却し、景観に合った整備を行う。現在の犬山市福社会館の位置は、かつて犬山城の大手門があった場所にあたるため、除却後はまず、発掘調査を行い、大手門の遺構等について調査し、さらにその成果について専門家や国、県等と協議をしたうえで、除却後の整備計画を策定する。

また、城下町に乱立するのぼり旗や看板などの広告物を統一するため、住民および事業者も含めたワークショップにより、城下町の広告物ガイドラインを作成する。将来的には条例化を視野に入れながら、住民および事業者に対し周知・普及を図る。

【重点区域での事業】

- ⑦ 犬山市歴史まちづくり賞事業（平成 29 年度～令和 3 年度）
- ⑨ 福社会館解体事業（令和元年度～令和 2 年度）
- ⑩ 城下町バナーワーク事業（平成 30 年度～令和元年度）
- ⑫ 分庁舎解体事業

(5) 文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

重点区域には木造の建造物が密集しており、細い路地が通っているため、火災に対して脆弱であり、火災発生時には延焼によるさらなる被害拡大が懸念される。犬山市では第1期計画の11年間で2回の城下町火災に見舞われたことから、防火に対する取り組みが急務である。そこでまず、住民をはじめ多数の観光客が避難するための防災公園を整備した。また、文化財保存事業費補助金の対象を拡大し、消火器・消火栓、外部周知装置の設置や漏電による火災防止のための電気設備及び機器の取替等の費用を新たに助成対象に追加し、防災設備設置を促す取り組みを行った。

今後こうした助成制度の運用を進めながら所有者及び管理者への防火意識の醸成を図っていく。

また、防犯については日中の管理体制について特に人の目が届きにくい場所を中心とした職員の適正配置や看板等での啓発を進める。夜間においては無人となる施設もあるため、機械警備システムを設置し、早期発見に努める。

【重点区域での事業】

- ② 犬山城天守修理事業（平成30年度～令和元年度）
- ④ 文化財保存事業費補助金事業（令和2年度～令和10年度）

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の普及・啓発においては、これまでも犬山城の試掘場所等における現地説明会を実施してきたほか、犬山市文化史料館では、テーマごとの企画展や、夏休みを利用した子供向けのワークショップを行い、文化財や歴史資料、伝統工芸等に親しむ機会を作ってきた。また、現在の地図と古地図を重ね合わせた城下町マップ「犬山城下町まち歩き指南書」を作成し、市民や観光客が今も変わらぬ城下町の町割りについて歩きながら学べる取り組みを行った。

今後こうした普及・啓発に繋がる事業に継続して取り組みながら、市民の文化財に対する理解と関心を高めるよう努める。

【重点区域での事業】

- ③ 史跡東之宮古墳整備事業（平成29年度～令和2年度）
- ⑦ 犬山市歴史まちづくり賞事業（平成29年度～令和3年度）
- ⑭ （仮称）文化史料館南館整備事業（平成29年度～令和元年度）
- ⑳ 犬山市民総合大学敬道館歴史文化学部講座開催事業（平成14年度～令和10年度）

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地は、13箇所（埋蔵文化財包蔵地は、巻末「資料」に掲載）である。これらは重点区域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

市全体の方針と同様に、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所において遺跡が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、県の指導を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。

また、開発等にあたっては、事前協議の中で、できる限り包蔵地を回避するよう働きかけていくとともに、包蔵地以外の場所であっても、新たに遺構等の発見があった場合には、開発事業者にできる限り理解を求め、記録保存や遺構保存に努める。

【重点区域での事業】

- ⑨ 福祉会館解体事業（令和元年度～令和 2 年度）

（ 8 ）文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内においては、犬山城を中心とする城下町に関する調査・研究及び歴史資料の保存・公開に取り組む公益財団法人犬山城白帝文庫、犬山祭の保存・伝承に尽力している一般社団法人犬山祭保存会、歴史的建造物の調査・活用に取り組む特定非営利活動法人犬山城下町を守る会、城下町における地域の活性化を目指し活動している犬山北のまちづくり推進協議会など、様々な団体が城下町地区の文化財の保存・活用及び歴史文化の継承と啓発のために活動している。

これらの団体をはじめとする文化財を保存・活用する各種団体については、活動への助成や助言、情報提供などの支援をするとともに、行政との団体との協働による文化財の保存・活用体制を強化していく。

【重点区域での事業】

- ⑱ 犬山祭伝承保存事業（昭和 47 年度～令和 10 年度）
- ⑲ 民俗文化財保存伝承事業（平成 22 年度～令和 10 年度）